

那須烏山市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの結果

那須烏山市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、下記のような結果となりました。貴重なご意見をありがとうございました。なお、提出されたご意見に対する市議会の考え方を併せてお示しいたします。

- 1. 意見の募集期間 平成30年12月25日（火）～平成31年1月23日（水）
- 2. 意見の提出者数 4人（ファクシミリ1人、電子メール2人、意見募集箱に投函1人）
- 3. 意見の件数 11件
- 4. 提出された意見とそれに対する市議会の考え方

No.	頁	条	意見	市議会の考え方
1	－	全体	○条例の運用については、申し合わせ事項や慣例を条例に優先させるのではなく、これらが条例整合性をもつかどうか再検証し、規則として制定すべきである。	議会基本条例は、議会・議員はかくあるべき、という原理原則を示したシンボリックな存在として制定するものです。今後、この条例の趣旨を踏まえ、議会において様々な具体的な取組が行われていくこととなりますが、そういった個々の取組を体系的に整理すべきではないか、という議論になったときは、議会基本条例運用規程あるいは議会基本条例施行規程といったものを制定することも視野に入れるべきと考えています（なお、議会における規則とは、市長の定めるそれと若干異なり、一般には地方自治法の規定により制定される「会議規則」と「傍聴規則」のこののみを指すとされています。）。 なお、「議会運営申し合わせ事項」は、議会運営に関する法律や条例等に関する解釈、細かな手続き方法などの約束事を全議員納得の上で定めたものであり、当市議会としても条例に優先されるものとは位置づけていません。ちなみに、4年ごとの議員改選の際は、任期の冒頭に全議員においてこれを確認する機会を設けて

				おり、議員の中に異議があればここで改正されます。また、任期中においても疑義が発生した場合は随時確認され、必要に応じて改正される流れとなっています。
2	6～9	第3条～第12条	(議会・議員の活動原則について) 前文で「意思決定機関としての役割を担っている」とありますが、真の意味でその役割を果たしているか、議会・議員として考えてみる必要があります。例えば合併後の諸施策について、議員のなかに行政の無策を咎める方がおりますが、意思決定機関である議会がその諸施策を承認、追認したわけですから議会・議員の責任も大きい訳です。市民に対する責任は議会も負わなければなりません。その自覚無しには議会は単に行政に追従する形式的な機関になってしまいます。市の意思決定機関としての議会とそれを構成する議員の責任、あり様をもっと明確に示すべきと思います。	ご指摘のとおり、意思決定機関として議会の責任は大変大きなもので、このことについては前文において明確に規定しています。ご指摘の第2章「議会の活動原則」(第3条～第7条)及び第3章「議員の活動原則」(第8条～第12条)は、このことなどを踏まえた上で、議会及び議員がこの条例の目的を達成するために、活動に際し遵守すべきことがらを規定したものになります。
3	8	第8条・第9条	(議員の説明責任と市民の意見把握について) この2条は意思決定機関としての議会と議員の自覚の下で行われるべきであり、またこれだけでは不足と思われます。時代にマッチした民意を作る事も必要です。増々少子高齢化が進み、予算も縮小していく中、市民の痛みを伴う施策が続出すると思われます。市民の不満は高まるでしょう。時代に適合した『まちの在り方』を市民に示し、市民に啓蒙することも議員の大きな役割と考えます。そのためには市民に接触する機会を多くし、市の現状と将来像について、自らの考えを示し、賛同者を増やすことが必要と考えます。	お示しの第8条及び第9条は議員の活動原則として市民に関わられた議会を目指すことを規定したものです。このほか、第3条及び第4条において議会としてこれを志向することを謳っています。これらのことに関する具体的な取組、例えばご意見にある市民への情報提供や市民と直接的な意見交換の場については、第4章「市民に関わられた議会の推進」の中で規定されています。
4	10	第13条の後	第13条の後に、本会議等の内容をテキストにしてウェブ及び紙媒体にて公開する「会議録」の位置づけを明確にする条文を追加すべきと考える。 具体的には、「(会議録等による情報公開) 第〇条 会議の議事録は会議録としてまとめ、可及的速やかに公開するものとする。」のような条文を追加することを提案する。	会議録の作成については、本会議においては地方自治法で、委員会においては議会委員会条例でそれぞれ義務付けられていますが、公表について特に規定するところはなく、今のところ、市の情報公開条例に基づき取り扱っているところです。 その上で、特に重要な本会議の会議録については、現在、業務

		その主な理由は、以下の2点である。 (理由1：会議録の重要性について) ・決議の結果だけでなく、結果に至るプロセスにこそ市政の課題に関する多くの重要な情報が含まれている。 ・会議が公開されていても、大半の市民は時間の制約上、平日に開催される議会をリアルタイムにチェックすることができない。 ・また、個別の議員と一定のコネクションを持っている限られた市民以外の一般の市民にとっては、会議の要点を把握できる情報を気軽に入手することが困難である。 ⇒「会議録」はそうした課題を低コストで補完することができる重要なツールである。とりわけ、現在公開されているようなPDFデータ化された会議録はテキスト検索も容易にできるため、市民が効率的に情報を収集するための時間短縮につながるもので、今後より一層の活用が期待される。 (理由2：公開の迅速性について) ・現時点で、会議録の公開は会議後の約2～3ヵ月後（例えば、平成30年の第4回定例会の場合、第1日（9月4日）に実施したものが11月30日にウェブにて公開。※なお、第5回定例会は11月30日から開始）となっており、タイムリーな情報公開となっていない。 ・すなわち、次回定例会の直前に公開される状態となっており、前回定例会の内容をその次の回にフィードバックしたいと思っても時間的な余裕が全くないことになる。そもそも、数ヵ月も経過してしまうと関心が薄れてしまい、重要な情報も見過ごされてしまいがちである。 ・本来であれば、例えば1～1.5ヵ月での公開といったスピード感が求められる。 なお、三郷市（埼玉県）等いくつかの自治体では、議会終了後約1ヵ月程度で「速報版」を公開する仕組みを構築しており、原理的に不可能ではないと思われる。	委託により作成しており、事務局における複数回数の校正を経て、会議録署名議員の署名を了したものを当該定例会の次の定例会の初日までにホームページに公開しています。公開までに約2ヶ月強のお時間をいただいておりますが、委託業者の作業速度を上げるためには追加料金が必要となること、また、校正には相応の手間と時間がかかるため他の業務と同時並行で行うことを前提としていること、などの諸条件を鑑みこのような作業工程となっているところです。 さて、速報版の導入についてですが、現在の当市議会の作業工程では、校正途中の原稿には確認や調整を要する事項も相当量あり、不正確な情報を公開することにより市民の混乱を招く恐れがあるため、難しいと判断しています。 しかし、ご指摘のとおり、会議録は市民が議会に関する情報を得ることができる重要なツールであります。議会基本条例制定を契機に、より開かれた議会の実現を目指すべく、お示しの三郷市議会などの先進地のスキームを参考に会議録作成の作業工程や業者に委託する業務を見直し、速報版の導入も含め、少しでも早い公開ができるよう検討して参ります。 なお、条例中に「会議録を速やかに公開」との条文を折り込むご提案については、現状ではこれを担保できる状態になく、今後の検討課題とさせていただきます。
--	--	--	---

			⇒現状の情報公開のスピード感では、P10の解説に示されている「市民と議会との間で情報や意見がスムーズに行き来できる状態」とは言えないと思うので、その解消のためにも「迅速な会議録の公開」を目指してほしい。	
5	14	第20条	(いわゆる反問権について) 質疑の質を高めるには、意見や提言内容の確かな根拠を示し、説得力のある事が肝心です。行政・議会双方に必要なことで積極的運用を期待します。	第20条において規定しているのは「質疑及び質問の趣旨確認機会の付与」であり、今のところ「反問権」と言えるものにはなっていません。解説にあるとおり、これを「反問権」、さらには「反論権」にまで広げることには、慎重な立場をとる議員も多く、現状ではまず手始めとしてこのような規定となったところです。 ご指摘のとおり、質の高い議論のために反問権は有効な手段の一つであると認識しています。今後は、条例制定後の見直しの中で、適用範囲の拡大についても検討して参ります。
6	14～15	第21条	○(閉会中の文書による質問)第21条については、市長等の誠実対応義務を明記すべきである。 例えば、「2 市長等は前項の質問があった場合には、誠実に対応しなければならない。」を追加するべきである。 ○また、解説において、「議会運営申し合わせ事項」で運用上の制約を設けることとしているが、上位規範(条例)の具体的な定めを下位規範により、制約するためには、具体的な授權規定が必要である。しかし、現状の規定では授權規定あるいは委任規定が存在せず、「申し合わせ事項」による制約は法理的にできないと考えられる。 また、本条の重要性を鑑みた場合、例外的な制約規定を置くのであれば、「申し合わせ事項」ではなく、本条項内に但し書き文を置き、条例として、議会の審議を経たもので定めるべきである。	前段は、ご指摘を踏まえ、第2項に「市長等は、前項の規定による質問があったときは、これに誠実に対応するものとする。」と規定し、市長等に誠実な対応を求めることとします(理由についてはNo.7で触れます。) 後段ですが、「議会運営申し合わせ事項」については、No.1でご説明したとおり、議会運営に関する法律や条例等に関する解釈、細かな手続き方法などの約束事を全議員で定めたものであり、解説にある「運用上の制約」という表現はふさわしくなかったかもしれせん。当市議会としては、ここで示している内容は、条文の根幹に関わるものではなく、あくまで条例運用上の細かな約束事であるとの認識であるため、これを「運用上の約束事」に改めることとします。
7	15	第22条	○本条項の内容は、市長等の議会への責任であり、「議会が・・・求める」のではなく、「市長等が・・・議会へ説明する」とすべきである。議会が求めるだけで	議会基本条例は、あくまで議会側の原理原則について定めるものであり、基本的には議会・議員が自らを律するつくりとしてい

			は、市長等からの説明等をするかしないかは市長等の裁量になってしまう。市長等の責務として条文構成すべきである。 例示すれば、次のとおり。 「第22条 議会は、市長等が提案する重要な政策については、その水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。以下各号略（案）」を「第22条 市長等は、重要な政策については、その水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。以下各号略」に改めるべき。 ○また第2項「議会は、予算及び決算の審議及び審査に当たっては、市長等に対し、施策別及び事業別の分かりやすい資料の作成を求めるものとする。」を「市長等は、予算及び決算の審議及び審査に当たっては、議会に対し、施策、別及び事業別の分かりやすい資料の作成し、提出するものとする。」と改めるべき。 ○議員の調査研究活動は、第10条でも定めているように、政策提言や議会活動する上で極めて重要である。調査研究活動が円滑に行われるように、市長等執行部側の協力も必要である。 本条の3項に明記すべき 例 「3 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。」を加える。	るため、ほとんどの条文において「議会は」又は「議員は」を主語とする規定ぶりとなっています（「市長等は」を主語としたのは、第20条において趣旨確認機会を市長等に付与したところだけであり、また、市長等に義務を課したのは第29条において議員定数改正の際の上程条件を示したところだけです。）。そのような経緯から、本条においても議회를主語とする規定としているところです。 さて、重要政策等の説明や予算・決算の資料提供については、本条の規定があることにより、自主的に執行部から行われることになることを期待しているものであり、このことを踏まえ、執行部と調整の上、本条については第1項・第2項とも「求めることとする」規定を「求めることができる」規定と改めることとしたところです。 このことから、敢えて市長等に義務を課さなくとも実際のところは重要政策等の説明や予算・決算の資料提供がなされるものと考えてはいますが、ご指摘のとおり、条文上はそのことが担保されないことになっています。従ってご提案のとおり、第3項に「市長等は、前2項の規定による求めがあったときは、これに誠実に対応するものとする。」との規定を追加することにより、この条の実効性をより高めることとします。なお、この件は類似の規定である第21条の「閉会中の文書による質問」においても同じ考え方ができるものであり、No.6で示したとおり、ここでも同様の規定を置くこととしました。
8	17	第23条 ・第24条	（議決事件の追加と自由討論及び合意形成について） 地方議会においては議員間の討議が殆ど行われていないと言われています。当市においても各議員が意見を述べても、議会としての意思が示されないの	第23条「議決事件の追加」も対象に挙げていただいたことからして、議決事件を追加した上で、本会議で自由討論を用い、議会の意思を示すように、という趣旨のご提言と推察しますが、第24

			行政との間で緊張感がありません。例えば「道の駅」「市庁舎」「博物館」「文化会館」の問題等市民の代表である議員が議論を尽くし、議会として方向性を示し、行政と対峙すれば緊張感も生まれ、市民も議会に関心を示すようになると考えます。今のままなら議会も議員も市の大きな方向付けから逃げているように思います。議会としての意思を示すように期待します。	条「自由討議及び合意形成」は本会議の運営にのみ適用されるものではありませんので、必ずしも議決事件を追加しなければ自由討議が行えない、というものではありません（逆に、今のところ本会議における自由討議は仕組み的に難しい状況です。なお、自由討議は議決事件に限定するのではなく、新たな議題にも柔軟に対応することなども視野に検討していく考えです。）。 前文及び第24条の趣旨を十分に踏まえ、自由討議を尊重し、議会として政策提言等を積極的に推進することを目指します。
9	19	第27条	（議員研修の充実） 意思決定機関としての議会と議員の役割及び第20条の趣旨を十分に研修で認識を深めるようお願いします。	本条例に関する認識を深める研修の実施についても検討して参ります。
10	21	第29条	議員は増やす。各結社1名（南那須地区10名位、烏山地区10名位、計20名＋ α ）。そして報酬を半分以下にする。そのほうが、優秀な人材が生まれる？	議員定数に関する議論の際の参考とさせていただきます。
11	22	第30条	（検証と見直し） 施行1年後、その後は2年置きに検証を行い、制定の趣旨に沿った活動と成果が出ているかチェック・見直しすべきです。作った事に意義があるのでは寂しいです。	本条は「必要に応じて」行う規定ではありますが、当然、本条例施行後早い段階での検証は必要であると認識しています。ご指摘のとおり、まずは施行から1年程度で検証を行うことを予定しています。その後については、今後の議論の中で検討して参ります。